

広島県告示第五百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成二十一年六月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・三・三三号寺家一号線

三 事業施行期間

平成二十一年六月十一日から平成二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市西条町寺家字元川地内

使用の部分

なし